

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  山形県公安委員会 殿		事前届出申請年月日 令和〇〇年〇月〇日	災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  山形県公安委員会 印
番号標に表示されている番号 山形〇〇〇あ1234		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、山形県公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) カバ-プレートの番号 <例> 災害復旧、救助救護、人員輸送等		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、山形県公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。	
使用者	住所 山形市●●●町◇◇◇番△△△ (023) □□□局▲▲▲▲番	車検証に記載されている使用者の住所・氏名を記載	
氏名	株式会社○△□◇	該当するときは、届出を行った警察署に本届出済証を返還してください。	
出 発 地	山形市	(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。  (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。  (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
備 考	(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

